

令和5年5月1日

保護者の皆様

北九州市教育委員会  
北九州市立高生中学校

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせとお願い）

日頃より本市教育の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日（月）より感染症法の位置付けが5類感染症へ移行されます。これに伴い、5月8日以降の市立学校の対応については、以下のとおり変更いたします。ご家庭におかれましても、お子様の日々の健康管理と新型コロナウイルスの感染防止対策にご留意くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 お子様の健康観察について

今まで行っていた「健康チェックリスト表」の学校への提出は廃止します。

ただし、お子様の健康状態を把握することは重要です。引き続き、登校前にお子様の健康状態の確認をお願いします。

### 2 お子様に症状が見られた場合について

風邪やインフルエンザの症状と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ていることから、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、必ず自宅で休養し登校を控えるようお願いします。なお、オンラインでの学習については欠席扱いにはなりません。学校へご相談ください。

### 3 学校での感染防止対策について

学校では、健康観察の実施・換気の確保・手洗い等の手指衛生・咳エチケットの指導を行っています。なお、学校で学級閉鎖が起こっている場合や、地域で感染が広がっている場合には、一時的に距離の確保や対面や大声での活動を控えることもあります。

### 4 学級閉鎖基準の見直しについて

専門家等の助言もいただき、季節性インフルエンザと同等の基準とします。

陽性と診断された子や発熱等の症状がある子が学級で急激に増加傾向にある場合、学校医と相談の上、学級閉鎖を行います。

### 5 登校判断について

お子様の感染が判明した場合、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間」は出席停止となります。（欠席扱いにはなりません）

詳しくは、別紙「5月8日以降の児童生徒等の登校判断」について表にまとめているので、ご参照ください。

## 5月8日以降の児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断

令和5年5月8日現在

| 対象者                                                | 出席停止等の取扱い                                                                            |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 新型コロナウイルス感染者                                       | 出席停止<br>※発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快※1した後 1 日を経過するまでの期間<br>発症後 10 日間を経過するまではマスクの着用を推奨します。 |
| 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や<br>基礎疾患等がある児童生徒等が<br>感染予防のため欠席 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日                                                                    |
| 何ら症状等がない児童生徒等が<br>「感染が不安」との理由で欠席する場合               |                                                                                      |

※1「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻水など）が改善傾向にあること。

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず自宅で休養することが重要です。取扱いについては欠席となります。ただし、オンライン学習を受けた場合は欠席扱いにはなりません。
- アレルギー疾患等による日常的な鼻水や、寒さによる鼻水等、いつもの体調と変わらないと判断できるものは、登校を控える必要はありません。
- 「出席停止」は、学校保健安全法に基づく「出席停止」。  
「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とします。
- 週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとします。